

令和7年度 直江津中等教育学校 部活動に係る活動方針

1. 目標

- (1) 学校教育の一環として、学習習慣を整えた上で余暇の善利用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (2) 異学年との交流の中で好ましい人間関係を築き、社会性を伸長しつつ、技術力の向上も目指す。
- (3) 外部機関等と連携しながら実施する。

2. 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

軟式野球・サッカー・テニス(男女)・バスケットボール(男女)・バレーボール(女)
バドミントン(男女)・卓球(男女)・剣道(男女)・吹奏楽・美術・茶道・国際

(2) 活動時間及び日数について

- ① 活動時間 学期中 平日2時間程度
週休日等 3時間程度(練習試合や大会等を除く)
長期休業中 平日・週休日等 3時間程度(練習試合や大会等を除く)
- ② 休養日 前期課程 週3日以上(平日1日以上、週休日)を設ける。週休日や祝日等の休日には、原則部活動を行わない。ただし、各競技の連盟や協会主催の大会参加や練習試合等のために、年間10日以内の範囲で休日の活動を校長の判断で認める。
合同チームを編成していて、平日の合同活動が地理的・時間的に難しく、休日の活動を増やす必要があると校長が判断した場合は、原則よりも多い休日の活動を認める場合がある。その際は、平日の活動を減らすなどの配慮をする。
後期課程 週2日以上(平日1日以上、週休日等1日以上)を設けることを原則とする。大会等に向けた集中活動期間等が必要となる場合は、実態等を踏まえて、年間で100日以上(平日1日以上、週休日等1日以上)の休養日を設け、少なくとも週休日等に50日以上を充てることとする(別紙「年間活動計画」による)。
- ③ その他
 - ・ 定期考査1週間前(土日含む)は部活動を行わない。ただし、大会直前等の特別な事情がある際は、校長の許可が得られた場合において、必要最小限の練習日、練習時間で、生徒及び保護者の応諾の下で活動することがある。
 - ・ 年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
 - ・ 平日の休養日の変更はその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3か月以内に補う。

(3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- ① 県中体連、高体連、高野連、高文連が主催、共催、後援の大会とする。
- ② その他の大会については、生徒の健康面・学習面、保護者の経済的負担等に十分配慮した活動計画により、生徒と保護者の同意の下、校長が許可した場合のみ参加を認める。

3. 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

(3) 適切な会計処理について

部活動に係る諸経費については、適正に管理執行し、年度ごとの会計報告を必ず行う。